

道路交通法の一部を改正する法律の一部施行等に伴う交通指導取締り上の留意事項等について

平成16年8月31日付け警察庁丁交指発第222号  
警察庁交通局交通指導課長から各管区警察局長、警視庁交通部長、各道府県警察（方面）本部長あて

（概要）

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第1条第2号に掲げる規定及び同法の施行に伴う道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第256号）が平成16年11月1日から施行されることに伴い、このうち共同危険行為等の禁止、騒音運転等、消音器不備及び携帯電話使用等に関する規定違反行為の交通指導取締り上の留意事項等について通達するもの。